

平成22年12月27日
市長 決 定

コミュニティセンター、いのち・愛・ゆめセンター、公民館の
条例施行規則の運用方針について

茨木市立コミュニティセンター条例施行規則の第12条の2、茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例施行規則第6条の2及び茨木市公民館条例施行規則第9条の2に規定する各コミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体と同種の地域団体は、次に定めるところによるものとする。

- 1 地域によって異なる名称が付されている団体であっても、いずれかの地区のコミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体となっている団体であり、かつ、市内の全地域で共通の役割を担っている次に掲げる団体及び当該団体で構成される地域の連絡協議会とする。
 - (1) 自治会（単位・校区連合）
※市民活動推進課への登録を要件とする
 - (2) 公民館区事業実施委員会
 - (3) 小・中学校区青少年健全育成運動協議会
 - (4) こども会（単位・校区）
※青少年課への登録を要件とする
 - (5) 市立小・中学校のPTA（単位）
 - (6) 民生委員児童委員協議会
 - (7) 地区福祉委員会
 - (8) 地区人権啓発推進委員会・人権地域協議会
 - (9) 自主防災会
※危機管理課への登録を要件とする
 - (10) 防犯協会（地域防犯支部）
 - (11) 老人クラブ（単位）
※高齢福祉課への登録を要件とする